

## 工業用水法の指定と許可基準

特定の地域について 地下水源の保全をはかり 工業用水の合理的な供給を確保する目的で成文された工業用水法は 1956年発足以来すでに7地域を指定し 当初目的とした地盤沈下抑止にそれなりの効果を収めるに至った。

この法律による新設井戸の規制は 国家資金の助成による低れんな水供給 つまり 工業用水道の通水によって補償代替されることになっているが その工業用水道は事業法の成文化に伴い 地方自治体の企業誘致熱と相まって 年を追って事業規模の拡大が行なわれ 地盤沈下抑止の段階からいまや 要地下水保全地域への 給水源として さらに 未開発工業地帯への先行投資的対象として 重要な産業基礎施設の1つにのしあがってきた。

しかし 他方工業の伸びは設備投資の抑制にもめげず きわめてたくましく 工業用水法の指定

地の内外に設備投資が行なわれ とくに指定地域周辺にのびた工場施設は そこで新たに大量の地下水をくみあげる結果 折角の地下水の規制効果はまわりから 少しずつくずれかけている。そうした周辺にも 逐次工業用水法の適用を進めないと もはや 真の施行効果は あげにくいという新しい事態に直面していることは間違いない。

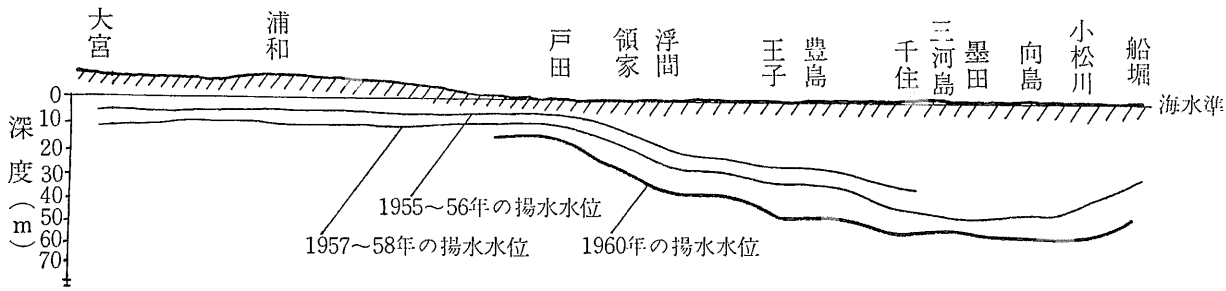
既設の井戸についても 工業用水道の拡張・普及と相まって 通商産業局の活発な行政指導によって逐次切り替えが行なわれている。しかし製紙とかパルプ 繊維関係 あるいは染色などの工場では従来の水経費が  $1\text{ m}^3$  当り1円・2円といった価格であったので  $1\text{ m}^3$  当り4円・5円といった工業用水道の水を買うことには ちゅうちょし勝ちで つまり 低廉な価格の工業用水道水供給が 工業用水法の施行効果をあげる上に大前提とならざるをえないのである。



名古屋にて



長良川の畔



江東・城北地帯における工場用深井戸の地下水の圧力面低下状況

工業用水法に基づく指定地域および井戸の許可基準の要約

地区別	指定地域(公有水面を除く)	井戸の許可基準
1. 川崎市	東海道本線以東の地域	揚水機の吐出口の断面積…(以下省略)…が $46\text{cm}^2$ 以下であるか または井戸のストレートの位置が…(以下省略)…地表面下70m以深であること
2. 横浜市	京浜急行以南の神奈川区および鶴見区	$21\text{cm}^2$ を越えるものは70m以深であること
3. 名古屋市	1) 南区(東海道本線以西の地域)および港区(堀川以東の地域) 2) 港区(中川運河 およびその右岸南端と潮見所の西端とを結ぶ線以東)	1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは80m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは300m以深であること 1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは90m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは180m以深であること
4. 四日市市	内部川 および 内部川との分岐点以東の鈴鹿川以北で 国道23号線との分岐点以北の国道1号線 および国道23号線以東で 三滝川以内の地域	1) $82\text{cm}^2$ 以下のものは 地表面下100m以深であること 2) $82\text{cm}^2$ を越えるものは200m以深であること
5. 大阪市	1) 東淀川区(阪急神戸線以東 国鉄片町線までの地域) 2) 東淀川区(同上以西の地域)大淀区 福島区 此花区(淀川小浜川 六軒家川 以東の地域) 西淀川区(阪神電鉄以東の地域) 3) 上記以外の西淀川区 此花区	1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは80m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは180m以深であること 1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは100m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは180m以深であること 1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは120m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは210m以深であること
6. 尼崎市	1) 武庫川以東神崎川および左門殿川以西 阪神本線ならびに阪神伝法線以南の区域のうち 東向島町 西向島町およびその北部地区の地域 2) 上記の地域以外の地域	1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは110m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは200m以深であること 1) $46\text{cm}^2$ 以下のものは120m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ を越えるものは210m以深であること
7. 東京都	1) 荒川区 荒川放水路の南側の足立区 荒川放水路西側の江戸川区 主要地方道25号線北側の墨田区 江東区のうち亀戸9丁目 大島町7・8丁目 2) 北十間川 大横川 堅川 横十間川 砂町川を結ぶ線の東北側の墨田区 および江東区 1) に示した部分を除く 江東区南砂町5~9丁目 3) 1) および 2) に掲げる以外の墨田区および江東区 4) に示す地域を除く 4) 仙台堀川 中川 平久川 汐見川 および8号埋立地東北端と夢の島西端を結ぶ線の南西側にある江東区	1) $46\text{cm}^2$ 以下のもので250m以深であること 2) $46\text{cm}^2$ 以下のもので210m以深であること 3) $46\text{cm}^2$ 以下のもので160m以深であること 4) $46\text{cm}^2$ 以下のもので100m以深であること

